

仙台市頑張る商店街応援事業助成金交付要綱

平成 31 年 3 月 18 日経済局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、商店街エリアの魅力や求心力の向上を図るため、商店街等団体が賑わい創出や回遊性の向上、個店の売上向上につながる取組みを実施する場合に、予算の範囲内において助成金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 助成事業者 第 5 条の規定により助成金交付の決定通知を受けたものをいう。
- 二 助成事業 第 5 条の規定により助成金交付の決定通知を受けた事業をいう。
- 三 市税 法人市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び個人市民税(特別徴収)をいう。

(助成対象要件等)

第 3 条 この助成金の交付対象となる事業、事業者、経費及び助成金の額等は別表のとおりとし、次の各号に定める要件を満たすこととする。

- 一 当該事業者が納税義務者である場合、市税を滞納していないこと
- 二 当該事業は本市の他の助成金が交付されていないこと
- 三 暴力団等との関係を有していないこと

2 商店街等は、地域においてその果たすべき役割を踏まえ、当該事業が地域の特性に応じた魅力的な商業空間の形成と持続的な発展に寄与するよう努めなければならない。

(市税の滞納がないことの確認等)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとするものは、頑張る商店街応援事業助成金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該決定を受けようとする交付対象事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- 一 事業計画書

- 二 当該事業に係る収支予算書
- 三 当該事業に係る見積書の写し
- 四 事業に賛同した旨を証するもの（総会等資料、議事録の写し等）
- 五 申請者に係る定款、規約又は会則等の写し（年度内最初の申請時に限る）
- 六 組合員又は会員の名簿（年度内最初の申請時に限る）
- 七（申請者が納税義務者の場合）市税の滞納が無いことを証する書類又は市税の納付状況確認に関する承諾書
- 八 その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、地域課題解決枠については、市長が別に定める日までに頑張る商店街応援事業助成金選考審査申込書兼交付申請書(様式第2号)に第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて選考の申込みを行うものとする。

3 前項の規定による申込みを行った事業で、地域課題解決枠として採択されたものについては、採択後、第1項に掲げる書類を添えて頑張る商店街応援事業助成金選考審査申込書兼交付申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

4 通常枠に限り、第1項の規定にかかわらず、各年度の4月及び5月に実施する事業で、前年度中に着手が必要となる場合に限り、事業着手後の申請を認めるものとする。この場合において、助成金の交付の申請は、事業の完了日の属する年度の4月1日に行わなければならない。

5 前項の規定による交付を受けようとする場合は、交付対象事業の着手前に第1項第1号から第4号に掲げる書類を市長に提出し、事業内容の確認を受けなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、交付申請書が到達してから1か月以内に、当該申請書等の審査を行い、必要に応じて現地調査及び仙台市商店街助成事業審査会（以下「審査会」という。）の構成員への意見聴取等を実施した上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定する。

2 前項の場合において、市長は助成金を交付することが適当と認めるときは、その結果を頑張る商店街応援事業助成金交付申請結果通知書(様式第3号-1)により、助成金を交付することが不適当と認めるときは、頑張る商店街応援事業助成金交付申請結果通知書(様式第3号-2)により通知するものとする。

3 審査会の組織、運営等については、別に定める。

(交付の条件)

第7条 助成事業を行うため第三者と締結する契約は、一般競争入札に付するなど本市が行う

契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(事業の変更等の届出)

第8条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 助成事業者は、助成事業内容に変更が生じたときは頑張る商店街応援事業助成金対象事業変更承認申請書(様式第4号)により、助成事業を中止又は廃止したときは頑張る商店街応援事業助成金対象事業中止・廃止承認申請書(様式第5号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の申請に対する承認は、頑張る商店街応援事業助成金対象事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第6号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から1か月を経過した日までに頑張る商店街応援事業助成金交付申請取下書(様式第7号)により行うものとする。

(状況報告等)

第10条 市長は、助成事業の適正な執行を期するため、助成事業者に対し助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の場合において、助成事業が助成金の交付の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対して、これらの是正を指示するものとする。

3 市長は、助成事業者が前項の指示に違反した場合、交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、事業終了後1か月以内または3月31日のいずれか早い日までに、頑張る商店街応援事業助成金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 事業報告書

二 当該事業に係る収支決算書

三 当該事業に係る請求書等の写し(補助対象経費の積算根拠が確認できる書類)

四 当該事業に係る領収書の写し

五 写真

六 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、実績報告書が到達してから1か月以内に、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて現地調査及び審査会の構成員への意見聴取等を実施した上で、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、頑張る商店街応援事業助成金交付確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、第11条の規定による実績報告を受けた場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを助成事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の交付等)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による助成金の額の確定等を行った後に助成金を交付するものとする。助成事業者は、同条同項に規定する額の確定の通知を受けた場合、頑張る商店街応援事業助成金交付請求書(様式第10号)を額の確定の通知を受けた日から1か月以内あるいは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 市長は、助成事業者が次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- 二 助成金を他の用途に使用したとき
- 三 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を指示するものとする。

(財産の処分の制限等)

第17条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の号に掲げるものを、市長の承認を受けずに、助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供し（以下「取得財産の処分」という。）てはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1から別表第6までに定める耐用年数を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な機具で市長が定めるもの

三 その他市長が助成金等の交付の目的を達するため、特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項に規定する取得財産の処分を承認しようとするときは、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の返還を助成事業者に指示することができる。

3 第1項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 助成事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、助成事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備)

第19条 助成事業者は、助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ保存しなければならない。

(実施細目)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月18日から実施する。

附 則（令和3年5月12日改正）

この改正は、令和3年5月12日から実施する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年4月1日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月25日改正）

（施行期日）

1 この改正は、令和6年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この改正の施行前に着手した事業について第4条第4項の規定による申請を行う場合は、施行日前に支出した経費について助成金の対象経費とすることができる。この場合においては、第4条第5項の書類は遅滞なく市長に提出することとする。

附 則（令和7年3月25日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令和8年3月31日改正）

この改正は、令和8年4月1日から実施する。